

経営行動研究学会会則

(名 称)

第 1 条 本会は経営行動研究学会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は次の通りである。

1. 経営の諸活動に関する研究
2. 経営学および隣接諸科学の研究者の協同と懇親
3. 経営学および内外の諸関連学会との連携および協同

(事 業)

第 3 条 本会の事業は次の通りである。

1. 毎年 1 回全国大会を開催し、研究成果の発表および討論を行う。
2. 毎年数回研究会を開催する。
3. 年報および論集を発行する。
4. 経営行動に関する調査・研究を行う。
5. 内外の関連学会およびその他の団体と連絡する。
6. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業を行う。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は経営行動に関連する研究領域の研究者および法人をもって構成する。

第 5 条 本会に加入を希望する者は、本会で定める所定用紙に必要事項を記載し、会員 2 名の推薦を得なければならない。

第 6 条 入会の審議・決定は常任理事会が行う。

第 7 条 本会の会員は、会則第 3 条の目的を全うするために研究活動に励まなければならない。

第 8 条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員の推挙は理事会の提案に基づき、総会において決定する。名誉会員の会費は免除する。

第 9 条 退会を希望する会員は書面をもってその主旨を理事会に申し出なければならない。

第 10 条 理事会は、会員が長期にわたり会費を滞納した場合には、別に定める基準に従って会員を退会させることができる。

第 11 条 会員が本会の対面を汚すような行為をした時は、理事会の議を経て除名することができる。

(役 員)

第 12 条 本会には次の役員をおく。

1. 会 長 1 名

2. 副会長 3名以内
3. 常任理事 若干名
4. 理事 若干名
5. 幹事 若干名
6. 監事 2名

(役員を選任)

- 第13条 会長および副会長は、理事の中から互選する。
- 第14条 常任理事は、理事の中から互選する。
- 第15条 理事および監事は、総会において会員の中から互選する。
- 第16条 幹事は、会員の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員任期)

- 第17条 役員任期は3年とし、重任を妨げない。
- 第18条 補充選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第19条 会長は本会を代表し、会務を総理する。会長事故あるときは、副会長の中から代行者を選任する。
- 第20条 副会長は会長を補佐する。
- 第21条 常任理事は、常任理事会に出席し、常務を処理する。
- 第22条 理事は、理事会に出席し、本会の運営について審議決定する。
- 第23条 幹事は、本会の常務について会長、副会長または常任理事を補佐する。
- 第24条 監事は、本会の業務および会計を監査し、その意見を総会に報告しなければならない。

(顧問)

- 第25条 本会に顧問をおくことができる。
- 第26条 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第27条 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

- 第28条 総会は、定例総会および臨時総会とする。
- (2) 定例総会は、毎年1回第3条に定める全国大会の時に、臨時総会は必要あるとき、常任理事会の議を経て会長が招集する。
 - (3) 理事会が必要あると認めたとき、または会員総数の3分の2以上の請求があったとき、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
 - (4) 総会を開催するときは、少なくとも開催期間の2週間前までに、日時、場所および会議の目的などを記載した書面をもって、会員に通知しなければならない。

- (5) 総会の成立は、会員の3分の1以上の出席を必要とする。但し委任状による出席および議決権の行使を認めることができる。
- (6) 総会の議長は、会長があたる。会長事故あるときは、副会長が代行する。
- (7) 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもってし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (8) 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出席した理事2名が署名捺印しなければならない。

(総会の決議事項)

第29条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 会則の変更
 2. 会費の額
 3. 年度事業予算および収支予算
 4. 年度事業報告および収支決算
 5. その他理事会において必要と認めた事項
- (2) 会則変更については、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の同意をもって議決する。

(常任理事会の職務)

第30条 常任理事会は、会務の運営上必要な事項について審議する。

- (2) 会員の入会および退会の審議

(理事会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

1. 規定の制定または改廃
2. その他本会の運営上重要な事項

(部会および委員会)

第32条 本会は、第3条に規定する事業の円滑な運営を図るため、必要と認められる部会または委員会をおくことができる。

- (2) 部会および委員会の種類、構成および運営など必要な事項は別に定める。

(大会役員)

第33条 大会の事務を処理するため、会長はそのつど会員の中から大会委員若干名を委嘱することができる。

(会計)

第34条 本会の経費は、会費、寄付金および雑収入をもって支弁する。

第35条 本会の個人会員の年会費は、10,000とし毎年5月31日までに納入しなければならない。

ない。

- (2) 本会の法人会員の年会費は、1口 30,000円とする。
- (3) 本会の院生会員の年会費は、4,000円とする。
- (4) 新入会員の者は、その年に限り入会の時に年会費を納入しなければならない。
- (5) 会費の額の変更は、総会の議決を経なければならない。
- (6) 寄付金は、常任理事会の承認を経て受理する。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。

(付 則)

1. 本会則は、1991年7月1日より実施する。
2. 一部改正、1994年7月30日より実施する。
3. 一部改正、2000年7月22日より実施する。
4. 一部改正、2003年7月26日より実施する。

内 規

- (1) 新入会員の選考に関する基準は次の通り定める。
 1. 大学卒業後経営学または隣接諸科学に関する研究を2年以上続け、研究業績を有する者。
 2. その他常任理事会で上記1と同等の資格ありと認めた者。
 3. 本会の趣旨に賛同する法人および団体で、常任理事会が適当と認めた者。
- (2) 3年以上会費未納の場合には自然退会となる。但し、自然退会者は2ケ年を限って、未払い会費および会員資格喪失期間中の会費を支払うことによって会員として復活することができる。
- (3) 本会の顧問および海外在住の外国人会員は会費を免除する。
- (4) 満70歳以上で本務校または主たる勤務先を離れた会員は自己申告により年会費を半額とする。但し理事及び監事には適用しない。
- (5) 本会の事務所は当分の間、経営行動研究所内におく。

住所・所属等変更の連絡方法について

会員各位の自宅の住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更が生じた場合には、変更前と変更後を並記のうえ、必ず文書にて下記宛にご連絡ください。

連絡先 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-4-8 東京中央ビル7 F 707

経営行動研究所内

経営行動研究学会 事務局 宛

TEL. 03-3263-2586 FAX. 03-3263-4466

E-mail: jarbab@alpha.ocn.ne.jp